



## ローターアクト多地区合同情報組織

ローターアクト多地区合同情報組織（MDIO）は、参加地区内におけるローターアクトクラブ間のコミュニケーションを円滑にするために組織される、複数のロータリー地区から構成される地域のグループです。MDIOはローターアクトクラブや将来のローターアクト地区リーダーに研修を行い、多地区合同の奉仕プロジェクトを組織します。

本手引きで、設立方法と情報の更新方法、また書式見本をご覧ください。

[ローターアクト多地区合同情報組織：一般情報](#)

[ローターアクト多地区合同情報組織の定款（見本）](#)

[ローターアクト多地区合同情報組織の細則（見本）](#)

[地区ガバナーによる加入同意書（見本）](#)

[地区ローターアクト代表による加入同意書（見本）](#)

[地区ガバナーおよび地区ガバナーエレクトによる脱退書式（見本）](#)



## ローターアクト多地区合同情報組織：一般情報

### 新しい MDIO を設立する

1. MDIOに加わってほしい地区の地区ローターアクト代表に連絡します。地区ローターアクト代表は、地区内の少なくとも3分の2以上のクラブからMDIO参加の合意を取り付けるとよいでしょう（必須ではありません）。また、代表は、MDIOへの参加が任意であることをローターアクトクラブに明確に伝える必要があります。
2. MDIOの定款と細則を立案、採択してください。ロータリー章典のローターアクト、ローターアクト多地区合同組織、多地区合同に関する項目を確認し、この定款と細則がRI細則に反していないことを確認する必要があります。今現在、そして今後拡大した場合にも参加地区を正確に言い表せる名称を選びましょう。定款と細則の見本をご参照ください。
3. MDIOに参加する地区のガバナーから加入同意書を受け取ります。また、地区ローターアクト代表から加入同意書を取得するのもよいでしょう（必須ではありません）。書式見本をご参照ください。
4. 定款と細則の草案と、加入同意書を [rotaract@rotary.org](mailto:rotaract@rotary.org) に提出し、国際ロータリーによる審査を受けます。審査には最大で8週間かかり、その後、承認のために変更が必要となる場合があります。
5. 承認されると、事務総長は新しいMDIOの正式な認証を理事会に要請します。正式な採択が受理された後、国際ロータリーの記録が更新され、MDIOのリーダーに通知が送られます。また、新しいMDIOの連絡担当者の連絡先が世界ローターアクト名簿（Worldwide Rotaract Directory）に登録されます。

## **MDIO をアクティブに保つ**

世界ローターアクト名簿には、すべての正規に活動しているローターアクトMDIOが登録されています。各合同情報組織の連絡担当者には、国際ロータリーから最新情報、リソース、重要なお知らせが届きます。連絡担当者は、各ロータリー年度の開始時に以下の情報を含む連絡先情報を国際ロータリーに報告する責務があります。

- MDIO連絡担当者の氏名、Eメールアドレス、所属ローターアクトクラブ
- MDIOのEメールアドレスとウェブサイトURL

この報告を2年間に渡って怠った場合、MDIOは終結され、全参加地区が自動的に脱退となります。

## **アクティブな MDIO に新しい地区を追加する**

地区がMDIOに参加したい場合、または地区が分割された場合は、各地区の地区ガバナーが加入同意書を国際ロータリーに提出します。理事会の承認が得られると、新地区が正式にMDIO参加地区として認められたという通知が送られます。

## **地区を加盟から除外する／MDIO から脱退する**

地区が正規に活動していない状態となった場合、またはMDIOからの離脱を希望する場合、関係地区ガバナーおよび地区ガバナーエレクトは脱退の理由を記した脱退書式をRIに提出します。理事会の承認が得られると、該当地区が正式に除外された旨の通知が送られます。書簡の見本をご参照ください。

## **地域のローターアクト大会に会長代理の出席を要請する**

国際ロータリーには、地域のローターアクト大会またはMDIOの大会に、会長代理を派遣するための少額の予算があります。会長代理は、会長に代わってスピーチを行い、出席者にインスピレーションを与え、またはワークショップに参加できます。会長代理の出席を要請するには、大会日程とプログラム、MDIOが負担できる費用、および希望する会長代理（できれば同じ地域が好ましい）について、Eメール（[rotaract@rotary.org](mailto:rotaract@rotary.org)）でお知らせください。要請は、少なくとも2カ月前に行ってください。

---

## ローターアクト多地区合同情報組織（MDIO）定款

[[日付を挿入]採択]

### 第1条 - 名称

本組織の正式名称は、\_\_\_\_\_ ローターアクト多地区合同情報組織（MDIO）とする。

### 第2条 - 目的

1. 本ローターアクト MDIO は、加盟地区のローターアクトクラブに情報を伝達し、ローターアクトクラブ間のコミュニケーションを円滑にすることを目的とする。
2. 加盟地区のローターアクトの発展を支援するという目的を達成するため、以下を行うものとする。
  - a) ローターアクトクラブのリーダーにリーダーシップ研修を提供する。
  - b) 加盟地区に属するローターアクト会員のために年次大会を開催する。
3. 本ローターアクト MDIO は、本組織の活動に関する決定を除き、いかなる運営、意思決定、または立法の権限も持たない。本組織の活動に関する決定については、各加盟地区（各地区ローターアクト代表）が1票を有するものとする。本ローターアクト MDIO は、主にローターアクトおよびロータリアンのためのリソースとして存在する。
4. 本ローターアクト MDIO は、各加盟地区のガバナーの監督および全面的協力のもとに運営されるものとする。
5. 国際ロータリーは、ローターアクト MDIO の認定と終結を行うが、各ローターアクト MDIO は独立して運営され、監督される。本定款または細則のいかなる部分も、国際ロータリー章典の内容に反しないものとする。

### 第3条－会員資格

本組織の会員は、国際ロータリーより本 MDIO に加盟地区として参加することを承認された各ロータリー地区とする。加盟地区となることに関心を持つロータリー地区は、地区ローターアクト代表（DRR）を有していなければならない。加盟資格の詳細な要件および期待事項は、細則に明確に記載されるものとする。

### 第4条－理事会

1. 理事会メンバーは、各加盟地区の地区ローターアクト代表、または地区が任命した代理が務めるものとする。
2. 理事会の役員は、会長、副会長、直前会長が務めるものとする。これらの役員は、細則が規定する方法で指名、選出、および解任されるものとする。
3. 理事会は、加盟地区の活動に対し一切の管理権限を行使しないものとし、いかなる加盟地区についても公式代表としての役割を果たさないものとする。

---

追加役員の役職をここに追加することもできるが、加盟できるのは常に、地区ローターアクト代表または任命された代理によって代表される個々のロータリー地区とするものとする。

### 第5条－財務

1. 組織の活動を実施するために必要な資金（例えば、地域内クラブの名簿やニュースレターの作成と郵送費、ローターアクトプログラム資料の配布、一般通信費など）は、強制的に調達することはできない。
2. ローターアクトクラブおよび（または）ローターアクターが参加する組織の活動の実施に必要な資金の徴収は任意とし、任意であることを明確に打ち出すものとする。クラブまたは個々のローターアクターの参加費用が必要としても徴収する資金は最小限にとどめ、人頭賦課金やその他といった形で強制してはならないし、またそのようにほのめかしてもならない。

### 第6条－細則

本定款および国際ロータリー章典の両方と矛盾せず、本 MDIO の運営に関する追加規定を盛り込んだ細則は、最初に理事会の過半数の賛成票により採択されるものとし、理事会が定めた例外がある場合を除き、加盟地区の過半数の賛成票により改正できる。

## 第 7 条 – 名称とロゴ

ローターアクトの名称とロゴは、ローターアクト会員のみにより使用されるものとする。本 MDIO は、適正な MDIO の表示語句とともに、品位ある適正な方法でローターアクトの名称とロゴを着用または他の方法で表示する資格が与えられるものとする。

## 第 8 条 – 存続期間

本 MDIO は、本定款の規定ならびに RI によって定められたローターアクトに関する方針に従って活動を継続し、毎年 RI にローターアクト MDIO 連絡先を報告する限り、または下記の事情により終結されるまで、存続するものとする。

- a) 理事会または加盟地区の同意、承認、また賛同の有無にかかわらず、国際ロータリーにより、以下の理由により解散させられる場合。
  - 1) 国際ロータリー章典に反する運営
  - 2) 全加盟地区の脱退
  - 3) その他の理由
- b) MDIO が自らの決断により解散する場合。

本 MDIO の終結と同時に、MDIO はローターアクトの名称ならびにロゴに関する一切の権利および特典を失うものとする。

## 第 9 条 – 定款と細則の受諾

各加盟地区は、加盟を認められると同時に、ローターアクトの目的に明記された原則を受諾し、本 MDIO の定款ならびに細則に従うことに同意したものとする。また、これらの条件の下においてのみ、特典を得られるものとする。いかなる会員も、定款および細則の写し（コピー）を受領していないことを理由として、その順守義務を免れることはできない。

## 第 10 条 – 改正

1. 本定款の改正は、細則に規定される手順に従って、加盟地区または理事会のみが提案できる。

2. 本定款は加盟地区の3分の2の賛成票を得た場合に改正できる。かかる改正の投票手順は細則に規定されるものとする。

[以上]



## ローターアクト多地区合同情報組織（MDIO）細則

[[日付を挿入]起草]

[[日付を挿入]採択]

MDIO 細則は MDIO 定款を補完し、共通の慣習を文書化するものです。本文書は推奨されている細則であり、MDIO 独自の慣習を反映させてカスタマイズすることができます。ただし、定款および現行のロータリー章典と相反する内容でないことを確認してください。

### 第1条 — 定義

本組織の定款および細則で使用される通り、これらの文書における語句は以下の意味を持つものとする。ただし、文脈から明らかにその意味が当てはまらない場合を例外とする。

1. 理事会：本 MDIO の理事会
2. 理事：本 MDIO の理事会メンバー
3. 役員：MDIO 理事会の役員
4. 地区：ロータリー地区
5. DRR：地区ローターアクト代表
6. 加盟地区：ロータリー地区。地区ローターアクト代表または代理によって代表される
7. 定足数：投票時に出席していなければならない最低人数。MDIO の決定の場合は本 MDIO 加盟地区の過半数、MDIO 理事会の決定の場合は役員の過半数
8. RI：国際ロータリー
9. MDIO：多地区合同情報組織
10. 年度：7月1日に始まる12カ月間

---

投票における定足数をどう定義するかは MDIO が選ぶことができる。

### 第2条 — 理事会の選挙と任期



1. 理事会は、加盟地区の活動に対し一切の管理権限を行使しないものとし、いかなる加盟地区の公式代表としての役割も果たさないものとする。
2. 役員は、会長、副会長、直前会長とし、そのほかに\_\_\_\_\_名の理事会メンバーを置くものとする。
3. 役員の見挙は年次会合で行われるものとする。選出された役員は、7月1日に就任するものとする。
4. 選挙の1カ月前に、空席となっている役員の候補者を、書面で、または会合の場で、またはその両方の方法で立てることができる。
5. 過半数の票を得た候補者が選出されるものとする。
6. いかなる役員も、辞任の発効日の \_\_\_\_\_日前までに正式な辞表を会長に提出することにより、辞任することができる。会長が辞任する場合は、辞任の発効日の \_\_\_\_\_日前までに正式な辞表を副会長または他の役員に提出しなければならない。
7. 役員が辞任した場合、残りの理事会メンバーが残りの任期を務める後任者を任命する。
8. いかなる役員も、以下の場合において、理事会のメンバーおよび役員の見分の2の投票により解任することができる。
  - a) 役員が本細則に規定された任務を遂行できない、または遂行する意思がない場合
  - b) 役員が、定款、細則、またはロータリー章典に規定された慣習を順守しない場合
  - c) 理事会役員が決定した正当かつ十分な理由がある場合
9. 役員は7月1日から1年の任期を務めるものとし、再任ができる。その他の理事会メンバーの任期は\_\_\_\_\_とする。

---

役員の見のほかの役割、資格、推薦手順、役員解任の通知および提訴、任期をここに挿入できる。

### 第3条 — 役員の見務

1. 理事会は本 MDIO の財務運営、行事、プログラムを監督するものとする。理事会は定例会合を開き、瑕疵なき理事会メンバーなら誰でもこの会合に出席できるものとする。ただし、この会合に出席するメンバーは、理事会役員の見許可がない限り、会合中に発言してはならない。

2. 会長は、理事会の全会合と年次会合において議長を務める。理事会は、必要性和都合に応じて、すべての委員会およびボランティアリーダーを任命でき、任命時に具体的な任務を示す。会長は、すべての委員会において職権上の委員となる。会長はまた、加盟地区、地区ローターアクト代表、国際ロータリーとの定期的な連絡を維持する。
3. 副会長は、会長職が空席となった場合に引き継ぎ、また会長不在時に理事会の全会合の議長を務める。
4. 直前会長は、会長および副会長の不在時に理事会の全会合の議長を務める。
5. 幹事は、すべての公式記録を管理し、理事会の全会合の議事録を記録する。要請された場合には、このような会合の議事録を加盟地区に提出するものとする。
6. 会計は、全資金を監督し、年次会計記録をつける。会計は、理事会が決定した手続きに沿ってすべての支払いを行い、記録を保管するものとする。会計は、加盟地区による調査のため、要請があればすべての記録を提供するものとする。

---

このほかの役員の任務と任期をここに挿入できる。

#### 第4条 — 理事会会合

1. 理事会会合は毎年少なくとも \_\_\_\_\_ 回開催するものとする。
2. 理事会の会合は、次の通り開催する： \_\_\_\_\_。
3. 理事会の臨時会合は、会長または [理事会役員、地区ローターアクト代表、または個々のローターアクター] の要請により、正当かつ十分な理由において招集され、開催にあたってはしかるべき通知を行う。
4. 以下の人物は理事会会合に出席する資格を持つものとする。
  - a) 選出された MDIO 役員および理事
  - b) 加盟地区の地区ローターアクト代表（または代理）
  - c) 会長より出席するよう招待されたその他の人物

---

このほかの会合詳細（理事会会合において議論または投票される内容を含む）をここに挿入できる。

#### 第5条 — 地区の加盟方法

1. 本組織の加盟地区は、本 MDIO に加盟地区として参加した各ロータリー地区とする。加盟地区となるには、以下を満たさなければならない。
  - a) 現職の地区ガバナーによる書面での承認を得ること
  - b) 地区ローターアクト代表（DRR）を RI に報告していること
2. 本 MDIO への新しい地区の加盟が正式に承認されるには、RI 理事会の代わりに務める RI 事務総長の承認が必要である。
3. 既存の加盟地区がすべての公式会合において投票権を保持するには、すべての要件を満たし、維持しなければならない。
4. 加盟地区は、現職の地区ガバナーから MDIO および国際ロータリーへ署名済み脱退書式を提出することにより、本 MDIO から脱退することができる。
5. 加盟地区は以下の場合に脱退または除名とされることがある。
  - a) 現職の地区ガバナーにより、ガバナーまたは地区の方針の監督下において全面的協力のもと運営されていないと認められた場合
  - b) 本細則に規定された加盟地区の要件を満たしていない場合
  - c) 正当かつ十分な理由により、ほかの正規の加盟地区の 3 分の 2 の賛成票を得た場合

---

このほかの加盟条件（地理的位置など）をここに挿入できる。

## 第 6 条 — 会合

1. 年次会合を<<日時および会場を規定>>において開催するものとする。
2. 年次会合の会場、日時、出席するための必要経費は、会合の少なくとも \_\_\_\_\_ 前までに通知するものとする。
3. 多地区合同奉仕プロジェクトを選出するための投票など、そのほかの事柄を実施する前に、定足数の加盟地区が出席していなければならない。
4. 各加盟地区は、年次会合において審議に付されるその他の案件または選挙において 1 票の投票権が与えられるものとする。代表として DRR または代理を出席させ、決定のため提出される各案件に投票させることは各地区の義務である。
5. 理事会役員は年次会合において投票権を持たないメンバーである。

6. 年次会合での投票は<<方法を挿入>>によって実施されるものとする。同数票の場合、<<可能なオプションを規定>>。
7. 研修、親睦、または奉仕活動を目的とする年次大会も開催することができる。また便宜上、この大会は年次会合と同じ時期と場所で開催すべきである。

---

このほかの会合の詳細または投票手順をここに挿入できる。

## 第7条 — 財務

1. 次年度の予算は各年度の理事会の最終会合で提出し（修正される可能性あり）、同会合で投票されるものとする。
2. MDIO の財務取引の年度決算は、有資格者による監査を受け、当該年度終了後の最初の理事会会合において提出されるものとする。

---

このほかの詳細をここに挿入できる。ただし、徴収されるすべての資金または料金は任意としなければならない、強制してはならない。

## 第8条 — 改正

1. 定款または細則の改正は、正規の加盟地区または理事会役員により、ロータリ一年度の\_\_\_\_\_までに本 MDIO 管理組織へ正式な提案を送付することによってのみ提案できる。
2. 定款または本細則は、定足数の加盟地区が出席している年次会合または臨時会合において、正規の加盟地区の過半数の賛成票をもって改正することができる。ただし、このような投票を行う意向は、少なくとも投票の\_\_\_\_\_日前までに予告することを条件とする。
3. 本細則への変更は、標準ローターアクトクラブ定款および国際ロータリー章典と矛盾してはならない。

[以上]



**第<<insert district here>>地区による  
<<insert name here>>ローターアクト  
多地区合同情報組織への加入同意書**

第<<insert district here>>地区のガバナーとして、私は<<insert name here>>ローターアクト多地区合同情報組織（MDIO）にローターアクトが参加することに対して異議はありません。

地区ガバナーとして、私は<<insert name here>> ローターアクト MDIO の指針を読んだことを確認します。私は、本ローターアクト多地区合同情報組織が、情報を発信し、メンバー地区（第<<insert district here>>地区も含む）におけるローターアクトクラブ間のコミュニケーションを促すことを理解しています。さらに私は、MDIO 活動に関連した決定において、地区ローターアクト代表または、任命された代理人が、第<<insert district here>>地区を代表することを理解しています。

私は、第<<insert district here>>地区のローターアクト MDIO への参加に対して異議はありません。

---

地区ガバナーの氏名

---

地区ガバナーの署名

---

日付



**第<<insert district here>>地区による  
<<insert name here>>ローターアクト  
多地区合同情報組織への加入同意書**

第<<insert district here>>地区の地区ローターアクト代表として、私は<<insert name here>>ローターアクト多地区合同情報組織（MDIO）の指針を読んだことを確認し、これを承認します。私は、本ローターアクトMDIOが、情報を発信し、メンバー地区（第<<insert district here>>地区も含む）におけるローターアクトクラブ間のコミュニケーションを促すことを理解しています。

RIの方針に従い、<<insert name here>>ローターアクトMDIOは、MDIOの活動に関連した決定を除き、いかなる意思決定または立法的な権限も有しません。組織の活動を実施するために必要な資金は、組織が自発的に得るものとします。私は、MDIO活動に関連した決定において、地区ローターアクト代表または、任命された代理人として、第<<insert district here>>地区を代表することを理解しています。

私は、第<<insert district here>>地区の<<insert name here>>ローターアクトMDIOへの参加を承認します。

---

地区ローターアクト代表の氏名

---

地区ローターアクト代表の署名

日付



**第<<insert district here>>地区による  
<<insert name here>>ローターアクト  
多地区合同情報組織からの脱退書式**

第<<insert district here>>地区のガバナーならびにガバナーエレクトとして、我々はローターアクトクラブが引き続き<<insert name here>>ローターアクト多地区合同情報組織に参加することに反対します。

<<脱退の理由>>

---

地区ガバナーの氏名

---

地区ガバナーの署名

日付

---

地区ガバナーエレクトの氏名

---

地区ガバナーエレクトの署名

日付